「グループ保険制度 きずな」中途加入用パンフレット読替表

京都府市町村職員共済組合

グループ保険制度きずなの令和 8 年 2 月 1 日中途加入の取扱いに関しましては、令和 7 年 10 月 1 日更新時のパンフレットに記載した文言を当資料に記載のとおり読み替えます。

ご加入に際しましては、必ず当資料とパンフレットをご参照のうえお申し込みください。

■令和8年2月1日中途加入のポイント

- <中途加入日> 令和8年2月1日(日)
- < 保険期間 > 令和8年2月1日(日)~令和8年9月30日(水) (ただし医療充実コース(生保部分)・三大成人病充実コースについては令和8年2月1日(日)~令和9年1月31日(日))
- <申込締切日> 令和7年11月21日(金)
- < 申込方法 > 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。
- < 月 額 掛 金 > パンフレットに記載のきずなプラス、三大成人病充実コースの掛金は、別紙 8~10 に記載のとおり 読み替えます。医療充実コース(生保部分)の掛金は、本読替表作成時点で算出した概算値です。 また、グループ保険きずな、きずな医療およびきずな医療プラスの掛金は正規掛金です。 きずな傷害、傷害充実コースおよび医療充実コース(損保部分)の掛金は確定掛金です。
- < 配 当 金 > グループ保険きずな、きずなプラス、およびきずな医療は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 ただし、今回は8ヵ月(令和8年2月1日~令和8年9月30日)で収支計算を行ないます。
- 〈健康サホート・キャッシュハック特約〉 キャッシュバック対象となるのは令和 8 年 10 月 1 日以降の契約の保険料です。 今回は対象とはなりません。

■令和8年2月1日中途加入の取扱制度一覧

制度名称		加入対象区分	
一	本人	配偶者	こども
グループ保険きずな	0	\circ	0
きずなプラス	0	0	_
きずな医療	0	\circ	0
きずな医療プラス	0	0	0
きずな傷害	0	0	0
傷害充実コース	0	\circ	\circ
医療充実コース(生保部分)	0	0	
医療充実コース(損保部分)	0	0	_
三大成人病充実コース	0	0	

※きずなプラス、三大成人病充実コースはパンフレットに記載の掛金と異なります。別紙8~10の月額掛金をご覧ください。

- ※グループ保険きずなのボーナス併用コース、就業不能充実コースについては、今回の中途では新規加入できません。
- ※三大成人病長期療養コースおよびふれ愛は既加入者専用のコースです。新規加入・増額のお取扱いはございません。
- ※今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできませんのでご注意願います。
- ・既に本制度にご加入している方(配偶者・こどもを含みます)のコース(保険金額)変更
- ・既に本制度にご加入している本人の、配偶者・こどもの追加加入
- ※制度内容はパンフレットの下記ページに記載しています。

グループ保険きずな (P29~41)、きずなプラス (P43~46)、きずな医療 (P47~48)、きずな医療プラス(P49~50)、きずな傷害 (P51~52)、傷害充実コース (P57~61)、医療充実コース (P63~66)、

三大成人病充実コース (P67~74)

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障(補償)内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。

グループ保険きずなは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

商品名	説明文
こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特 約付新・団体定期保険【生命保険】	● 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。

きずなプラスは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受生命保険会社のホームページ

(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html) をご覧ください。なお、ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

きずな医療は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受生命保険会社のホームページ

(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html) をご覧ください。なお、ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

きずな医療プラスは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。 給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

きずな傷害は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

傷害充実コースは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

医療充実コース(生保部分)は、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込ください。 約款規定については引受保険会社のホームページ

(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html) をご覧ください。なお、ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

医療充実コース(損保部分)は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・ 【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご

■健康情報活用商品

医療充実コース(生保部分)、三大成人病充実コースについて、キャッシュバックの対象となるのは令和 8 年 10 月 1 日以降の契約の保険料です。

■中途契約の取り扱い<医療充実コース(生保部分)・三大成人病充実コース>

この制度は、京都府市町村職員共済組合を契約者とし、令和8年2月1日を契約応当日とした集団扱の保険契約です。この制度にお申込いただいた方は、令和8年10月1日より、同一契約者で、同種類、同額の、別の集団扱の保険契約に、スケールメリットの拡大を目的として移行することとなります。(その際、今回お申込いただいた契約は解約されたものとして取り扱います。ただし、解約返戻金はありません。)なお、割引率の変更等により、保険料が変動する場合があります。

■その他読替事項

以下の内容をご確認ください

ページ	項目	パンフレット記載内容(読み替え前)	読み替え内容(今回の中途加入の場合)
	更新年度	令和7年度10月更新のご案内	令和8年2月中途加入のご案内
	グループ保険制度 の特長	② 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。 ※配当金がある制度は、グループ保険きずな、 きずなプラス、きずな医療、就業不能充実コースです。	② 1 年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。ただし、今回は令和8年2月1日から令和8年9月30日までの8ヵ月にて収支計算を行ないます。 ※配当金がある制度は、グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療です。
表紙		0120-355-568 ※令和7年5月20日(火)~7月1日(火)(土・日・祝除く) の9:00~17:00まで開設 ※手続期間終了後は075-212-4129まで 受付:明治安田生命保険相互会社 関西公法人部 法人営業第二部	フリーダイヤルの開設期間外のため、ご利用いただけません。 お問い合わせは 075-212-4129 まで 平日(土・日・祝除く)9:00~17:00 受付:明治安田生命保険相互会社 関西公法人部 法人営業第二部
	申込締切日	令和7年7月1日(火)	令和 7 年 11 月 21 日(金)
	責任開始期 (加入日)	令和7年10月1日(水)	令和8年2月1日(日)
1~2	グループ保険制度の概要	※1 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みとなっています。(配当金のお支払い対象はグループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、就業不能充実コースのみです。その他の制度については配当金はありません。)	※1 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金として還付される仕組みとなっています。ただし、今回は令和8年2月1日から令和8年9月30日までの8ヵ月にて収支計算を行ないます。(配当金のお支払い対象はグループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療のみです。その他の制度については配当金はありません。)
4	制度運営 の仕組み	配当金のしくみ 収支計算は1年ごとに行ないます。加入者から納入された 掛金の中から保険金や制度運営費等を支払い、その結果、 剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みになっています。 なお、配当金がある制度は、グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、および就業不能充実コースです。	配当金のしくみ 収支計算は 1 年ごとに行ないます。加入者から納入された掛金の中から保険金や制度運営費等を支払い、その結果、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みになっています。ただし、今回は令和8年2月1日から令和8年9月30日までの8ヵ月にて収支計算を行ないます。 なお、配当金がある制度は、グループ保険きずな、きずなプラス、およびきずな医療です。
		※この制度は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。	※この制度は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には 配当金としてお返しします。ただし、今回は令和8年2月1日から令 和8年9月30日までの8ヵ月にて収支計算を行ないます。
		商品の特長 グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療 ●配当金があります。(1 年ごとに収支計算を行ない、 剰余金が生じた場合)	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金として還付される仕組みとなっています。ただし、今回は令和8年2月1日から令和8年9月30日まで8ヵ月にて収支計算を行います。(配当金のお支払い対象はグループ保険きずな、きずなプラス、およびきずな医療のみです。その他の制度については配当金はありません。)
		今回の中途加入取扱いに関する注意	今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意願います。 ・既に本制度にご加入している方(配偶者・こどもを含みます)のコース(保険金額)変更・既に本制度にご加入している方の、配偶者・こどもの追加加入
5~		ご加入いただける方 医療充実コース < (生保部分) > 本人 京都府市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	医療充実コース < (生保部分) > 本人 京都府市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で、14歳6カ月を 超え64歳6カ月までの方
10	はじめに	配偶者 満 18歳以上 65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) 年齢は令和7年10月1日現在の満年齢です。	配偶者 満 18 歳以上 64 歳 6 カ月までの方 年齢は令和 8 年 2 月 1 日現在の満年齢です。
		ご加入いただける方 三大成人病充実コース 本人 京都府市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で、14 歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)	三大成人病充実コース 本人 京都府市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で、14歳6カ月を 超え64歳6カ月までの方
		配偶者 満 18 歳以上 65 歳 6 カ月までの方(継続は 79 歳 6 カ月までの方) 年齢は令和 7 年 10 月 1 日現在の満年齢です。	配偶者満18歳以上64歳6カ月までの方年齢は令和8年2月1日現在の満年齢です。

ページ	項目	パンフレット記載内容(読み替え前)	読み替え内容(今回の中途加入の場合)
11~ 12	契約概要	1 商品の仕組み ●その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。 2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料 保険料【控除方法】 ●毎月の給与から控除します(初回は10月分より) ボーナス払掛金(グループ保険きずな)は、6月・12月の年2回のボーナスより控除します。(初回は12月のボーナスより) 3 配当金 ●配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。) きずなプラスきずな医療・就業不能充実コースときずなプラス・きずな医療・就業不能充実コースとしてお返しします。	今回は令和8年2月1日~令和8年9月末日までの8カ月間が保障期間となります。(医療充実コース(生保部分)・三大成人病充実コースを除く) 2主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料掛金保険料【控除方法】 ●毎月の給与から控除します(初回は2月分より)なお、グループ保険きずなのボーナス併用コースについて、今回は新規加入のお取扱いができません。就業不能コースについては今回の中途では新規加入はできません。3配当金 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付される仕組みとなっています。ただし、今回は令和8年2月1日から令和8年9月30日までの8ヵ月にて収支計算を行います。(配当金のお支払い対象はグループ保険きずな、きずなプラス、およびきずな医療のみです。その他の制度については配当金はありません。)
23~ 28	健康情報活用商品について	「健康サポート・キャッシュバック特約」の特長と仕組み(特約の概要)	キャッシュバックの対象となるのは令和8年10月1日以降の契約の保険料です。
	グループ保険きずな 保険期間 グループ保険きずな 今回の中途加入 取扱いに関する 注意	保険期間 令和7年10月1日(水)~令和8年9月30日(水) —	保険期間 令和8年2月1日(日)~令和8年9月30日(水) ※今回のご案内につきましては以下のお取扱いはできませんのでご注意 願います。 ・すでに本制度にご加入している方(配偶者・こどもを含みます)の、コース(保険金額)変更 ・すでに本制度にご加入している本人の、配偶者・こどもの追加加入
29~ 32	2 保障内容等	●1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は 配当金としてお返しします。	●1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、 配当金としてお返しします。ただし、今回は令和8年2月1日から 令和8年9月30日までの8ヵ月にて収支計算を行います。
	グループ保険きずな 掛金 グループ保険きずな ボーナス併用コース 保障内容 月額掛金および	・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。 <コース> Y1, Z2, Z1, A2, A1, B3, B2, C2, B1, C1, D1, E1, F1, G1, H1	・記載の掛金は、正規掛金です。 グループ保険きずなのボーナス併用コースについて、今回は新規加入のお取扱いができません。
37~ 38	ボーナス払掛金 こどもみらいサポート について	●記載のこどもみらいサポートの掛金は概算掛金であって、 正規掛金は申込締切後3か月以内に算出し概算掛金 と異なった場合は初回に遡って精算いたします。	・記載の掛金は、正規掛金です。
39~ 41	お取り扱いについて	加入資格 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当 し、令和7年10月1日現在満18歳以上、満65歳6カ 月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方) こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の 範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の 告知内容に該当し、令和7年10月1日現在満2歳6カ 月を超え、満22歳6カ月までの方	※今回のご案内につきましては以下のお取扱いはできませんのでご注意願います。 ・すでに本制度にご加入している方(配偶者・こどもを含みます)の、コース(保険金額)変更 ・すでに本制度にご加入している本人の、配偶者・こどもの追加加入 保険期間
		●1 年間(令和 7 年 10 月 1 日〜翌年 9 月 30 日)で 以後毎年更新します。 掛金 ●毎月の給与から控除します(初回は 10 月分より) ボーナス払部分は、6 月・12 月の年 2 回のボーナスより 控除します。(初回は 12 月のボーナスより)	8ヵ月間(令和8年2月1日~令和8年9月30日)で以後毎年1年 ごとに更新します。 掛金 毎月の給与から控除します(初回は2月分より) なお、グループ保険きずなのボーナス併用コースについて、今回は新規加入のお取扱いができません。
39~ 42	お取り扱いについて	 配当金 ●Zの保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします(年度途中で脱退された場合を除く)ので、実質的な負担は軽減されます。ただし、配当金額は加入者数、支払保険金額の多寡によって異なります。 申込方法 ●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。 	配当金 ● この保険は 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします(年度途中で脱退された場合を除く)ので、実質的な負担は軽減されます。ただし、今回は令和8年2月1日から令和8年9月30日までの8ヵ月にて収支計算を行います。また、配当金額は加入者数、支払保険金額の多寡によって異なります。 申込方法 ● 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

ページ	項目	パンフレット記載内容(読み替え前)	読み替え内容(今回の中途加入の場合)
	きずなプラス 保険期間	保険期間 令和 7 年 10 月 1 日(水)~令和 8 年 9 月 30 日(水)	保険期間 令和8年2月1日(日)~令和8年9月30日(水)
43~ 46	きずなプラス 今回の中途加入 取扱いに関する 注意	_	※今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできませんのでご注意願います。 ・既に本制度にご加入している方(配偶者を含みます)の、コース(保険金額)変更 ・既に本制度にご加入している本人の、配偶者の追加加入
	きずなプラス 保障内容等	●1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は 配当金としてお返しします。	●1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金として お返しします。ただし、今回は令和8年2月1日から令和8年9月 30日までの8ヵ月にて収支計算を行います。
	きずなプラス 掛金	・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。	・別紙8の月額掛金をご覧ください。記載の掛金は、正規掛金です。
	きずな医療 保険期間	保険期間 令和7年10月1日(水)~令和8年9月30日(水)	保険期間 令和8年2月1日(日)~令和8年9月30日(水)
47~ 48	きずな医療 今回の中途加入 取扱いに関する 注意	_	※今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできませんのでご注意願います。 ・既に本制度にご加入している方(配偶者・こどもを含みます)の、コース(保険金額)変更 ・既に本制度にご加入している本人の、配偶者・こどもの追加加入
	きずな医療 保険内容等	●1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、 配当金としてお返しします。	●1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金として お返しします。ただし、今回は令和8年2月1日から令和8年9月 30日までの8ヵ月にて収支計算を行います。
	きずな医療 月額掛金	・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。	・記載の掛金は、正規掛金です。
	きずな医療プラス 保険期間	保険期間 令和 7 年 10 月 1 日(水)~令和 8 年 9 月 30 日(水)	保険期間 令和8年2月1日(日)~令和8年9月30日(水)
49~ 50	きずな医療プラス 今回の中途加入 取扱いに関する 注意	_	※今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできませんのでご注意願います。 ・既に本制度にご加入している方(配偶者・こどもを含みます)の、コース (保険金額)変更 ・既に本制度にご加入している本人の、配偶者・こどもの追加加入
	きずな医療プラス 月額掛金	・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。	・記載の掛金は、正規掛金です。
	きずな傷害 保険期間	保険期間 令和7年10月1日(水)~令和8年9月30 日(水)	保険期間 令和8年2月1日(日)~令和8年9月30日(水)
51~ 52	きずな傷害 今回の中途加入 取扱いに関する 注意	_	※今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできませんのでご注意願います。 ・既に本制度にご加入している本人の、配偶者・こどもの追加加入
	きずな傷害 月額掛金	・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。	・記載の掛金は、確定掛金です。
	傷害充実コース 保険期間	保険期間 令和 7 年 10 月 1 日(水)~令和 8 年 9 月 30 日(水)	保険期間 令和8年2月1日(日)~令和8年9月30日(水)
57~ 58	傷害充実コース 今回の中途加入 取扱いに関する 注意	_	※今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできませんのでご注意願います。 ・既に本制度にご加入している方(配偶者・こどもを含みます)の、コース(保険金額)変更 ・既に本制度にご加入している本人の、配偶者・こどもの追加加入
	傷害充実コース 月額掛金	※記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。	※記載の掛金は、確定掛金です。
		保険期間 1年間(令和7年10月1日~令和8年9月30日)で以後毎年更新します。 掛金の払込 毎月の給与から控除します(初回は10月分より)	保険期間 8 ヵ月間(令和 8 年 2 月 1 日~令和 8 年 9 月 30 日)で以後毎年 1 年ごとに更新します。 掛金の振込 毎月の給与から控除します(初回は 2 月分より)
59~ 61	お取り扱いについて	申込方法 所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。(申込書はグループ保険きずなと併用です。) 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	申込方法 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。(申込書はグループ保険きずなと併用です。)
		●保険金のお支払いは、保険期間中(令和7年10月1日 〜令和8年9月30日)に生じた事故による傷害・損害を 原因とする場合に限ります。	●保険金のお支払いは、保険期間中(令和8年2月1日~令和8年9月30日)に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。

ページ	項目	パンフレット記載内容(読み替え前)	読み替え内容(今回の中途加入の場合)				
	医療充実コ-ス ((生保部分) + (損保部分)) 保険期間	保険期間 令和7年10月1日(水)~令和8年9月30日(水)	医療充実コース(生保部分) 保険期間 令和8年2月1日(日)~令和9年1月31日(日) 医療充実コース(損保部分) 保険期間 令和8年2月1日(日)~令和8年9月30日(水)				
	医療充実コース (生保部分、 損保部分) 今回の中途加入 取扱いに関する 注意		※今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできませんのでご注意願います。 ・既に本制度にご加入している方(配偶者を含みます)の、コース(保険金額)変更 ・既に本制度にご加入している本人の、配偶者の追加加入				
	医療充実コ-ス ((生保部分) + (損保部分)) 月額掛金	医療充実コース(生保部分) ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、運用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。 医療充実コース(損保部分) ・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。	ので、本ハフノレット記載の掛金と異なる場合があります。 その場合、変更後の掛金が加入月から適用されます。 キャッシュバックの対象となるのは令和8年10月1日以降の				
63~ 66	医療充実コ-ス (生保部分) 年齢【保険年齢】	年齢[保険年齢] (生年月日) 15歳 (H22.4.2~H23.4.1) 16~20歳 (H17.4.2~H22.4.1) 21~25歳 (H12.4.2~H17.4.1) 26~30歳 (H7.4.2~H12.4.1) 31~35歳 (H2.4.2~H7.4.1) 36~40歳 (S60.4.2~H2.4.1) 41~45歳 (S55.4.2~S60.4.1) 46~50歳 (S50.4.2~S55.4.1) 51~55歳 (S45.4.2~S50.4.1) 56~60歳 (S40.4.2~S45.4.1) 61~65歳 (S35.4.2~S45.4.1) 61~65歳 (S35.4.2~S40.4.1) 66~69歳 (S31.4.2~S40.4.1)	年齢【保険年齢】 (生年月日) 15歳 (H22.8.2~H23.8.1) 16~20歳 (H17.8.2~H22.8.1) 21~25歳 (H12.8.2~H17.8.1) 26~30歳 (H7.8.2~H17.8.1) 31~35歳 (H2.8.2~H7.8.1) 36~40歳 (S60.8.2~H2.8.1) 41~45歳 (S55.8.2~S60.8.1) 46~50歳 (S50.8.2~S55.8.1) 51~55歳 (S45.8.2~S50.8.1) 56~60歳 (S40.8.2~S45.8.1) 61~64歳 (S36.8.2~S40.8.1)				
	三大成人病充実 コース 保険期間 三大成人病充実	保険期間 令和7年10月1日(水)~令和8年9月30日(水)	(保険期間 令和8年2月1日(日)~令和9年1月31日(日) ※今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできませんのでご注意願				
67~ 74	コース 今回の中途加入 取扱いに関する 注意	_	います。 ・既に本制度にご加入している方(配偶者を含みます)の、コース(保険金額)変更 ・既に本制度にご加入している本人の、配偶者の追加加入				
	三大成人病充実 コ-ス 月額掛金	・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、運用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。	・別紙 9~10 の月額掛金をご覧ください。キャッシュバックの対象となるのは令和8年10月1日以降の契約の保険料です。				

ページ	項目	パンフレット記載内容(読み替え前)	読み替え内容(今回の中途加入の場合)
103 ~ 104	退職後継続制度について	_	記載の内容は、「退職後継続制度」専用の取扱いです。また、「退職にあたってのスケジュール」については、令和8年度3月末の退職予定者向けのスケジュールです。
	1	【医療充実コース<(生保部分)>・三大成人病充実コース】「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。健康診断に関する情報の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。	キャッシュバックの対象となるのは令和8年10月1日以降の契約の保険料です。
裏表紙	お申込み方法	【グループ保険きずな・きずなプラス・きずな医療・きずな医療プラス・きずな傷害・就業不能充実コース・傷害充実コース・医療充実コース < (生保部分) >・三大成人病充実コース】 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。	就業不能充実コースについて今回は新規加入のお取扱いができません。 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。
	お申込み方法	【三大成人病長期療養コース・ふれ愛】 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。	今回の中途加入においても新規加入のお取扱いはございません。

■制度名称

グループ保険きずな:こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】

きずなプラス:年金払特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】

きずな医療:短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

きずな医療プラス:家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

きずな傷害:天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】

傷害充実コース:熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付傷害総合保険【損害保険】

医療充実コース(生保部分):健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険 【生命保険】

医療充実コース(損保部分):医療保険【損害保険】

三大成人病充実コース:健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7 大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約 [Y] 付集団扱無配当特定疾病保障定期保険 (Ⅱ型) 【生命保険】

●きずなプラス

◎月額掛金 ※記載の掛金は、正規掛金です。

					本人					
					月掛掛金					
申込コース	性別	15~35歳 (H2.4.2~ H23.4.1)	36~40歳 (S60.4.2~ H2.4.1)	41~45歳 (S55.4.2~ S60.4.1)	46~50歳 (S50.4.2~ S55.4.1)	51~55歳 (S45.4.2~ S50.4.1)	56~60歳 (S40.4.2~ S45.4.1)	61~64歳 (S36.4.2~ S40.4.1)	65歳 (S35.4.2~ S36.4.1)	66歳~70歳 (S30.4.2~ S35.4.1)
30	男性	2,700円	3,510円	4,650円	6,660円	10,110円	15,330円	=	=	
30	女性	1,950円	3,120円	3,630円	5,100円	7,140円	9,480円	-	-	
25	男性	2,250円	2,925円	3,875円	5,550円	8,425円	12,775円	-	-	
25	女性	1,625円	2,600円	3,025円	4,250円	5,950円	7,900円	=	-	
20	男性	1,800円	2,340円	3,100円	4,440円	6,740円	10,220円	=	-	
20	女性	1,300円	2,080円	2,420円	3,400円	4,760円	6,320円	-	-	
15	男性	1,350円	1,755円	2,325円	3,330円	5,055円	7,665円	-	-	
15	女性	975円	1,560円	1,815円	2,550円	3,570円	4,740円	=	=	
10	男性	900円	1,170円	1,550円	2,220円	3,370円	5,110円	7,770円	7,160円	
10	女性	650円	1,040円	1,210円	1,700円	2,380円	3,160円	4,220円	3,800円	
5	男性	450円	585円	775円	1,110円	1,685円	2,555円	3,885円	3,580円	5,310円
5	女性	325円	520円	605円	850円	1,190円	1,580円	2,110円	1,900円	2,565円
3	男性	270円	351円	465円	666円	1,011円	1,533円	2,331円	2,148円	3,186円
3	女性	195円	312円	363円	510円	714円	948円	1,266円	1,140円	1,539円
1	男性	90円	117円	155円	222円	337円	511円	777円	716円	1,062円
1	女性	65円	104円	121円	170円	238円	316円	422円	380円	513円

	本人												
	月掛掛金												
申込コース	性別	71歳 (S29.4.2~ S30.4.1)	72 歳 (S28.4.2~ S29.4.1)	73歳 (S27.4.2~ S28.4.1)	74 歳 (S26.4.2~ S27.4.1)	75 歳 (S25.4.2~ S26.4.1)	76歳 (S24.4.2~ S25.4.1)	77歳 (S23.4.2~ S24.4.1)	78歳 (S22.4.2~ S23.4.1)	79 歳 (S21.4.2~ S22.4.1)	80歳 (S20.4.2~ S21.4.2)		
1	男性	1,391円	1,540円	1,711円	1,910円	2,145円	2,422円	2,750円	3,136円	3,581円	4,085円		
ļ	女性	680円	758円	850円	950円	1,060円	1,184円	1,328円	1,502円	1,712円	1,965円		

					配偶者					
					月掛掛金					
申込コース	性別	15~35歳 (H2.4.2~ H20.4.1)	36~40歳 (S60.4.2~ H2.4.1)	41~45歳 (S55.4.2~ S60.4.1)	46~50歳 (S50.4.2~ S55.4.1)	51~55歳 (S45.4.2~ S50.4.1)	56~60歳 (S40.4.2~ S45.4.1)	61~65歳 (S35.4.2~ S40.4.1)	66歳~70歳 (S30.4.2~ S35.4.1)	71 歳 (\$29.4.2~ \$30.4.1)
2000	男性	1,580円	2,000円	2,700円	3,940円	6,020円	9,160円	-	-	-
2000	女性	1,040円	1,720円	2,060円	3,000円	4,220円	5,600円	-	-	-
1500	男性	1,185円	1,500円	2,025円	2,955円	4,515円	6,870円	-	-	-
1500	女性	780円	1,290円	1,545円	2,250円	3,165円	4,200円	-	-	-
1000	男性	790円	1,000円	1,350円	1,970円	3,010円	4,580円	7,160円	-	-
1000	女性	520円	860円	1,030円	1,500円	2,110円	2,800円	3,800円	-	-
500	男性	395円	500円	675円	985円	1,505円	2,290円	3,580円	5,310円	-
300	女性	260円	430円	515円	750円	1,055円	1,400円	1,900円	2,565円	-
300	男性	237円	300円	405円	591円	903円	1,374円	2,148円	3,186円	-
300	女性	156円	258円	309円	450円	633円	840円	1,140円	1,539円	-
100	男性	79円	100円	135円	197円	301円	458円	716円	1,062円	1,391円
100	女性	52円	86円	103円	150円	211円	280円	380円	513円	680円

	配偶者													
	月掛掛金													
申込コース	性別	72歳 (S28.4.2~ S29.4.1)	73歳 (S27.4.2~ S28.4.1)	74 歳 (S26.4.2~ S27.4.1)	75歳 (S25.4.2~ S26.4.1)	76歳 (S24.4.2~ S25.4.1)	77歳 (S23.4.2~ S24.4.1)	78歳 (S22.4.2~ S23.4.1)	79歳 (S21.4.2~ S22.4.1)	80歳 (S20.4.2~ S21.4.2)				
100	男性	1,540円	1,711円	1,910円	2,145円	2,422円	2,750円	3,136円	3,581円	4,085円				
100	女性	758円	850円	950円	1,060円	1,184円	1,328円	1,502円	1,712円	1,965円				

●三大成人病充実コース

◎月額掛金 <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・300万円・200万円・100万円> 記載の掛金等は本読替表作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

※キャッシュバックの対象となるのは令和8年10月1日以降の契約の保険料です。

令和8年10月1日以降1年間ご加入された方が対象です。

						男性						
					本人	・配偶者						
	5 0 0 万円				300万円			200万円			100万円	
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	主契約	7 大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7 大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7 大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7 大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	5 0 万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	5 0 万円	10万円
15歳 (H22.8.2~ H23.8.1)	775円	250円	60円	501円	150円	36円	364円	100円	24円	227円	50円	12円
16~20歳 (H17.8.2~ H22.8.1)	980円	325円	65円	624円	195円	39円	446円	130円	26円	268円	65円	13₽
21~25歳 (H12.8.2~ H17.8.1)	1,235円	350円	65円	777円	210円	39円	548円	140円	26円	319円	70円	13円
26~30歳 (H7.8.2~ H12.8.1)	1,260円	400円	70円	792円	240円	42円	558円	160円	28円	324円	80円	14円
31~35歳 (H2.8.2~ H7.8.1)	1,505円	525円	80円	939円	315円	48円	656円	210円	32円	373円	105円	16円
36~40歳 (S60.8.2~ H2.8.1)	1,960円	675円	100円	1,212円	405円	60円	838円	270円	40円	464円	135円	20円
41~45歳 (S55.8.2~ S60.8.1)	2,630円	975円	150円	1,614円	585円	90円	1,106円	390円	60円	598円	195円	30₽
46~50歳 (S50.8.2~ S55.8.1)	4,245円	1,700円	235円	2,583円	1,020円	141円	1,752円	680円	94円	921円	340円	4 7P
51~55歳 (S45.8.2~ S50.8.1)	6,900円	2,700円	360円	4,176円	1,620円	216円	2,814円	1,080円	144円	1,452円	540円	72円
56~60歳 (S40.8.2~ S45.8.1)	10,680円	4,600円	620円	6,444円	2,760円	372円	4,326円	1,840円	248円	2,208円	920円	124円
61~64歳 (S36.8.2~ S40.8.1)	16,525円	7,325円	1,135円	9,951円	4,395円	681円	6,664円	2,930円	454円	3,377円	1,465円	227円

女性												
本人·配偶者												
	5 0 0 万円			3 0 0 万円			2 0 0 万円			100万円		
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	主契約	7 大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7 大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7 大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7 大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	5 0 万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
15歳 (H22.8.2~ H23.8.1)	750円	275円	60円	486円	165円	36円	354円	110円	24円	222円	55円	12円
16~20歳 (H17.8.2~ H22.8.1)	855円	325円	75円	549円	195円	45円	396円	130円	30円	243円	65円	15円
21~25歳 (H12.8.2~ H17.8.1)	980円	375円	125円	624円	225円	75円	446円	150円	50円	268円	75円	25円
26~30歳 (H7.8.2~ H12.8.1)	1,185円	500円	160円	747円	300円	96円	528円	200円	64円	309円	100円	32円
31~35歳 (H2.8.2~ H7.8.1)	1,595円	725円	225円	993円	435円	135円	692円	290円	90円	391円	145円	45円
36~40歳 (S60.8.2~ H2.8.1)	2,240円	1,100円	305円	1,380円	660円	183円	950円	440円	122円	520円	220円	61円
41~45歳 (S55.8.2~ S60.8.1)	3,170円	1,825円	400円	1,938円	1,095円	240円	1,322円	730円	160円	706円	365円	80円
46~50歳 (S50.8.2~ S55.8.1)	3,940円	2,375円	500円	2,400円	1,425円	300円	1,630円	950円	200円	860円	475円	100円
51~55歳 (S45.8.2~ S50.8.1)	5,085円	3,025円	515円	3,087円	1,815円	309円	2,088円	1,210円	206円	1,089円	605円	103円
56~60歳 (S40.8.2~ S45.8.1)	6,215円	4,025円	595円	3,765円	2,415円	357円	2,540円	1,610円	238円	1,315円	805円	119円
61~64歳 (S36.8.2~ S40.8.1)	8,730円	4,775円	805円	5,274円	2,865円	483円	3,546円	1,910円	322円	1,818円	955円	161円

MY-A-25-団-008397 MY-A-25-団-008398 MY-A-25-医-008399 MY-A-25-団医-008400 MY-A-25-無医-008401 MY-A-25-特疾-008402 MYG-A-25-傷-661 MYG-A-25-傷総-662 MYG-A-25-医-663